

平成二十八年十月臨時会

平成 28 年 第 3 回

# 菊陽町議会 10月臨時会会議録

平成 28 年 10 月 24 日

菊陽町議会  
会議録

熊本県菊陽町議会

# 第3回菊陽町議会10月臨時会会議録

平成28年10月24日（月）開会

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程

(平成28年第3回菊陽町議会10月臨時会)

平成28年10月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第44号から同意第2号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第44号 菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例の制定について

日程第7 議案第45号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)について

日程第8 同意第2号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

## 3. 欠席議員

な し

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	徳 淵 盛 也 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福祉生活部長	佐 藤 清 孝 君
産業建設部長兼 商工振興課長	松 本 洋 昭 君	会計管理者兼 会計課長	山 崎 謙 三 君
総務部審議員兼 総務課長	吉 川 義 則 君	総合政策課長	阪 本 浩 徳 君

財 政 課 長 東 桂一郎 君  
 人権教育・啓発課長 高 木 定 伸 君  
 福祉生活部審議員兼 宮 本 義 雄 君  
 子育て支援課長 市 原 憲 吾 君  
 介護保険課長 服 部 誠 也 君  
 西 部 支 所 長 小 野 秀 幸 君  
 建 設 課 長 今 村 敬 士 君  
 産業建設部審議員兼 環 境 生 活 課 長 兼 下 水 道 課 長 士 野 公 典 君  
 学 務 課 長 矢 野 信 哉 君  
 図 書 館 長

税 務 課 長 酒 井 章 彦 君  
 福 祉 課 長 西 本 一 浩 君  
 健康・保険課長 阪 本 章 三 君  
 町 民 課 長 宮 川 照 之 君  
 産業建設部審議員兼 農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
 産業建設部審議員兼 都 市 計 画 課 長 大 山 陽 祐 君  
 総務課長補佐兼 総 務 法 制 係 長 中 島 秀 樹 君  
 生涯学習課長兼 中 央 公 民 館 長 古 賀 直 之 君  
 農業委員会事務局長 川 上 一 弘 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第3回菊陽町議会臨時会を開会いたします。

これから会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番那須眞理子君、5番佐々木理美子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第44号から同意第2号を一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、町長提出議案第44号から同意第2号までの3件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の9月定例会では、菊陽町一般会計補正予算をはじめ13件の付議事件について御審議をいただき、可決いただいたところではありますが、平成28年熊本地震の復旧・復興補正予算等、急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところです。

それでは、平成28年第3回菊陽町議会臨時会の付議事件について提案理由を申し上げます。

議案第44号は、菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町町民参画・協働推進条例に基づく政策提案書が本年8月24日に提出され、庁内で組織する町民参画推進本部で検討した結果、当該政策提案の採用を決定したことに伴い、制定するものです。本条例を制定するに当たっては、パブリックコメントや意見交換会などの手続を経て策定しております。

次に、議案第45号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

9月の定例会で補正予算について議決いただきましたが、急を要する予算が必要となりましたので、補正をお願いするものであります。内容は、歳入歳出予算の総額に1億1,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億9,718万3,000円と定めるものです。歳入は、国庫支出金を4,700万円、町債を3億5,910万円増額し、地方交付税を2億217万円、繰入金を9,000万円減額するものです。一方、歳出の主なものは、総務費を1,825万8,000円、消防費を9,400万円増額するものであります。

同意第2号は、菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。現在、委員であります曾我惟雄様と野津原弘美様が平成28年11月1日で任期が満了するため、新たに坂田和明様と村松陽子様を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。坂田和明様と村松陽子様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより知識や経験も豊富であり、教育委員として適任と思いますので、同意をお願いするものです。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第44号菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第44号菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例の制定についてでございます。

まず、提案理由でございます。菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例については、菊陽町町民参画・協働推進条例に基づく政策提案書が本年8月24日に提出され、庁内で組織する町民参画推

進本部で検討した結果、当該政策提案の採用を決定したことに伴いまして策定するものでございます。

平成18年に福岡県海の中道で3人の子どもが亡くなった悲惨な飲酒運転事故から10年が経過する現在も、飲酒運転による事故が減ることなく社会的問題となってることに鑑み、町、町民及び事業者等が一体となって飲酒運転を撲滅するための活動を推進し、飲酒運転を絶対にしない、させない、許さないという町民意識を定着させ、安全で安心して暮らすことができる町民生活の実現を図ることを目的に制定するものでございます。

本条例を制定するに当たっては、パブリックコメント手続や意見交換などを実施し、町民の皆様からたくさんの御意見をいただいております。パブリックコメント手続としまして、条例素案等を9月18日日曜日から10月17日月曜日までの1か月間、町ホームページ、総務課、西部支所等で公表し、意見の募集を行っております。あわせて、パブリックコメント期間中に、役場と光の森町民センター2か所で町民との意見交換会を行っております。役場で51名の参加、町民センターで34名の町民の皆様の参加をいただいております。なお、町民からいただいた御意見の概要とそれに対する町の考え方については、町ホームページで公表しております。

それでは、条例の中身についてでございますけれども、皆様方にお配りしております参考資料に基づいて御説明いたしたいと思っております。

参考資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条でございます。第1条は目的でございます。飲酒運転による被害が社会的問題となっていることを鑑み、飲酒運転撲滅について全町民が認識し、そのために活動することをこの条例の目的といたしております。

この条例につきまして、先ほど申しましたパブリックコメント、意見交換会を行いまして意見が多々出ておりますので、それを御紹介いたします。

意見・質問、まず①でございますけれども、これパブリックコメントで出ております。一歩踏み込んで、運転する者に酒類を出さない、勧めない、飲ませないための条例にしてはどうかということで御質問がっております。回答といたしましては、本条例は、しない、させない、許さないことを理念とし、出さない、勧めない、飲ませないことについてはそれぞれの責務として規定しております。

意見・質問2でございますけれども、飲酒運転をしてはならないことは当たり前なのに、このような条例をつくらなければならないことは残念である、目的には責任ある行動をとるよう強い表現で書いてほしい、これパブリックコメントでございます。回答といたしまして、目的規定は条例の目的を簡潔に表現するもので、条例全体の解釈、運用の指針となるものであることからこのような規定といたしております。

第2条は定義でございます。定義につきましては、用語の定義をいたしております。

第3条で町の責務をうたっております。町は、飲酒運転撲滅に関する知識の普及及び意識の高揚その他飲酒運転撲滅に関する総合的な施策及び取組を実施する責務を有するということ

で、町は飲酒運転撲滅に係る、先ほど申しました知識の普及、意識の高揚等をはじめとする総合的施策、活動を町民や関係機関と連携して実施しますということを町の責務として上げております。

第4条が率先垂範でございます。町長、町議会議員その他町の特別職に属する者及び町職員は、町民に範を示すべき立場を深く自覚した上で自らの行為を厳しく律し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強固な決意を持って飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとするということで、また第2項としまして、その行為が飲酒運転撲滅に向けた町民の努力及び本町の名誉を著しく毀損するものであることを自覚し、本町への信頼を回復するよう適切に行動するものとする、これは飲酒運転をした者とはということで、率先垂範として第4条で規定しております。

これにつきましてもパブリックコメント等で意見、質問等がっております。まず1点目が、率先垂範に反した場合、具体的な処分はあるのか、これ意見交換会で出ております。回答といたしましては、飲酒運転が飲酒運転撲滅に向けた町民の努力及び本町の名誉を著しく毀損するものであることを自覚し、本町への信頼を回復するよう適切に行動するよう規定しております。

また、2つ目の質問といたしまして、適切に行動しなければならないと規定すべきではないか、これパブリックコメントでございます。回答といたしましては、本条例では適切に行動することを義務として規定しております。

第5条です。第5条は厳正な処分でございます。町の特別職に属する者または町職員が飲酒運転を行ったときは、町長その他の任命権者は厳正に対処するものとするということで、前条の率先垂範の規定に対応するものでございます。

これについても多くの意見、質問等が出ております。まず1つ目としまして、厳正な対処とは具体的にはどのような内容か、法律以上の刑罰等を想定しているのか、またそれは有効か、これは意見交換会で出ております。回答といたしましては、法律の範囲を超えて罰を科すことはできません、具体的には菊陽町職員の懲戒処分に関する規程に基づき対処します、これ町の職員等についてはこの基準がございまして、それに基づいて対処するということです。

また、質問2としましては、飲酒運転として検挙されない程度の状態や二日酔いの状態での出社は酒気帯び運転にかかわらないので、そのような人はしっかり対処してほしい、これ意見交換会で出ております。回答といたしましては、従業員や関係者等に対し、飲酒運転の撲滅に関する教育、指導その他必要な措置を講ずることを事業者等の責務として規定しております。これ第8条の第2項で事業者等の責務として規定しております。

また、質問3で、飲酒運転をした公務員は辞職することを義務化すべきということで、これパブリックコメントで出ております。回答としましては、町の特別職や町職員は菊陽町職員の懲戒処分の基準等に関する規程に基づき厳正に対処することと規定しております。この条例によらず職員の懲戒処分の基準というのがございまして、これに基づき厳正に対処することと



しております。

また同じく、質問で、飲酒運転をした公務員に対する罰則を強化すべきではないかということで、飲酒運転は道路交通法により処分されるものであり、条例により処分することは適当ではありませんという回答をいたしております。

また、質問5番目で、飲酒運転をした議員に対して議会は何の処分もしないかということで、パブリックコメントで出ております。これ9件ほど出ております。これについては、本町としてはまだ、議会からの答弁ということで、パブリックコメント公表段階では調整中ということで今置いております。

第6条としまして町民の責務ということで、第6条は1項から4項まで出ております。これは、飲酒運転をしない、させない、許さないという町民の責務や願いを定め、そのための具体的な行動を示しております。

町民の責務で、これに対する意見もかなり多く出ております。意見・質問、まず1として、町民の責務の中に家庭の役割を入れてはどうかということで、回答としましては、本条例では、町、町民、事業者等、それぞれの責務を規定しており、家庭の役割は町民の責務として整理しております。これは意見交換会で出ております。

質問2としまして、飲酒運転を知ったことを警察に通報するときは、家族や知人だけでなく全ての人を対象にすることが町民の義務ではないか、これも意見交換会で出ております。回答としまして、飲酒運転を撲滅し、安全で安心して暮らすことができる町民生活の実現が本条例の目的であることから、家族や知人だけでなく全ての者を対象にしますということで、これにつきましては本条例第6条の第3項で家庭だけとしておりましたけれども、これは修正をかけております。素案では家庭ということにしておりましたけれども、全ての町民ということでしたしております。

質問3で、飲酒運転を防止するために飲酒後の運転禁止時間判断基準を示してほしい、これパブリックコメントで出ております。アルコールの分解能力につきましては人それぞれでありまして、また体調によっても異なることから、条例ではその影響がなくなるまでと規定しております。

第7条で、アルコール依存症への対応ということでございます。第7条は、飲酒運転による検挙者の中にはアルコール依存症が疑われる者も多数存在することから、その治療指導について規定しております。

この中で御意見といたしまして、検挙されないアルコール依存症の違反者の把握はどのように行うのかということで、これは意見交換会で出ております。検挙されないアルコール依存症の違反者の把握は実際困難でございます。そのため、町、町民、事業者等及び酒類提供事業者等、駐車場所所有者に、それぞれに飲酒運転を未然に防ぐ取組を行うよう規定しております。これは意見交換会で出ております。

質問2としまして、指導するにはどのような指導を行うのか、これも意見交換会で出ており

ますけれども、アルコール依存症の診察を受けるよう文書により指導しますということで回答いたしております。

意見・質問3でございます。アルコール依存症の診察を義務化すべきではないかということで、これパブリックコメント3件出ております。本条例では、受診を指導することというふうに規定しております。

第8条が事業者等の責務ということで定めております。飲酒運転撲滅のために事業者等が行わなければならないことについて定めております。各事業者等でも十分な取組を行うよう協力をお願いするという規定させていただいております。

第9条は酒類提供事業者等の責務ということで、飲酒運転撲滅のためには酒類提供事業者等が行わなければならないことが多々ありますので、それについて定めております。例えば、酒気を帯びた者が自動車等を運転するおそれがあるときは飲酒運転をしないよう声かけ、警察その他関係機関への通報等の措置を講ずるよう、また施設等の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示するなど、飲酒運転の撲滅をするために必要な措置を講ずるよう努めるという規定を設けております。

この中で意見が1つ出ておりまして、警察その他関係機関への通報等とあるが、通報等とはどのようなことか、これ意見交換会で出ております。回答としまして、酒類提供事業者は、酒気を帯びた者が自動車等を運転しないようハンドルキーパーや代行運転利用の確認を行うことは当然であるが、声かけを無視して飲酒運転を行うおそれがあるときは、これを防止するために警察等へ通報することを規定しております。

第10条で駐車場所有者の責務ということで、飲酒運転撲滅のために駐車場所有者が行わなければならないことについて定めております。これも先ほど事業者等、酒類提供者等と同様に、飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示するなど、飲酒運転を撲滅するための必要な措置を講ずるよう努めることを定めたものでございます。

第11条で、飲酒運転の撲滅等に関する相談への対応。町は、飲酒運転の撲滅に関する相談及び飲酒運転に起因する交通事故の被害者等の相談に対応するために、交通行政にかかわる国もしくは県の機関、医療機関、教育関係または事業者等との関係機関と協力して必要な措置を講ずるものとするということを規定しております。

第12条で飲酒運転防止の教育ということで、町は飲酒運転撲滅に町民挙げて取り組むため、小学生及び中学生を対象とした飲酒運転の撲滅に関する教育を実施する。町は、各種免許を取得できる年齢に達する高校生に対し、さまざまな教育の機会を捉え、交通社会の一員として責任ある行動をとるよう指導するものとするということで、当然これには保護者の参加も求めています。飲酒運転防止教育を小・中学生及び高校生の時期から発達段階に応じて行うよう定めております。

これに対しても意見交換会、パブリックコメントで多くの質問が出ております。まず1つ目としましては、小・中学校での飲酒運転防止教育はどのように行うのか。回答としましては、

授業の一環として取り組むこととしていますが、具体的には教育委員会や学校と協議し、検討します。

質問の2としまして、飲酒運転防止教育において保護者の参加を求めるとあるが、どのような考えがあるのか、これは意見交換会で出ております。保護者も一緒に教育を受けてもらい、家庭や地域で飲酒運転撲滅に取り組むこととしております。

また、質問3として、町内に高校はないが、高校生に対しての教育はどのような内容か。各種免許が取得できる年齢に達することから、これは高校生のことですがけれども、町のイベント等さまざまな機会を捉えて飲酒運転撲滅に関する教育を実施するという事で町としては考えております。

質問4としまして、学校現場の負担とならないよう取り組んでほしいということで、これパブリックコメントで出ております。町の回答といたしましては、飲酒運転防止教育は小・中学生、高校生の時期から発達段階に応じて行う必要があります、教育を行う際は児童・生徒や学校現場に負担がかからないよう十分に協議し、配慮します、また学校現場での取組内容に関しては別に検討しますということで、このような回答をさせていただいております。

13条で委任ということで、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めるというふうにしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというふうに定めております。

この条例の13条までありますけど、それ以外の内容としまして、その他の質問としまして、それぞれの責務についてしなければならないと義務づけることが飲酒運転に対する意識が高まるのではないかと、義務化しなさいというふうなパブリックコメントで上がってございました。本条例では町の責務を義務とし、町民、事業者等、酒類提供事業者等、駐車場所有者等の責務を努力義務というふうなことで規定しております。

最後のページになりますけれども、その他の意見ですけれども、こちらの議会の方に対する意見でしたので、調整中ということで、今はそのような回答をさせていただいております。

本条例につきましては、先ほど申しましたとおり、附則として、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第44号で今説明いただきましたけれども、参考資料の中のページ7ページで警察その他関係機関への通報等という、意見交換会でも質問が出てるんですけども、実際、お酒を提供した事業者が止めようとしても運転して帰ろうとされるときに警察に通報するという事だと思いますが、具体的に警察はそのときすぐ動けるのかどうかというか、どういうイメージなのかというのがよく分からないので、それが一つと、福岡などでもこうい

う条例をつくられて、その条例をつくったことによる効果といいますか、そういうのが実際どういうふうに町としては聞いておられるのか、その2点についてまずお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） まず、通報というのがありますけれども、通報の前に酒類提供者としましては、通常、ハンドルキーパー、これは誰か飲酒しない人が一緒に来られるとか、帰られるときにタクシーの案内とか代行運転の案内、これを当然やるべきということと考えております。ほとんどの事業者においてはこれで済ませていただきたい。ただ、それを無視して帰られる方もおられるかもしれません。その場合は、その方がその先で事故に遭わないように警察等で取り締まっていただくというふうなこのイメージを持っております。ただし、その前に酒類提供事業者が飲酒運転をさせない行為をとっていただくというのが、町としてはそれが一番だというふうに思っております。

それと、福岡の事件以来、福岡県では県で条例を制定しております。福岡県の場合は罰則規定まで設けてあるというお話を聞いております。県民としてはそういう意識は高まっているというふうな、飲酒運転の撲滅に関する意識は高まっているという話はお聞きしております。ただ、それによってゼロになったかというところではないみたいですので、10年たってもまだ減らないというふうな状況です。ただ、先ほど申しましたアルコール関係について、福岡県の場合は指導というよりも義務といいますか、指導して報告をするようなところまでしております。指導はするんですけども診察した後の報告がなかなかあっていないというふうな、報道で見聞きしたりということもあります。ただ、飲酒運転に関する県民の理解等はかなり進んでいるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私も以前、アルコール依存症とかそういうのを扱う病院で働いてましたけれども、依存症というそのものの治療というのかなり難しいところがあって、それも飲酒運転のベースにあるのではないかというふうに思いますが、この条例をつくられたときに専門家の意見とかそういうのは聞かれておられるのかどうかというのと、それからページ5ページのアルコール依存症への対応のところでは、町が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診察を受けるように書類で指導するというか、書面で送るということだと思いますけれども、その辺の意見等聞いておられればお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 町内には幾つかのそういう関係、病院があるかと思いますが、今後協議するというところで、現段階においては先生の御意見等はまだ伺っておりません。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第45号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第45号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第45号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、急を要する予算が必要となりましたので補正をお願いするものです。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億1,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億9,718万3,000円と定めるものであります。

第2条では、地方債の変更を第2表で定めています。

2ページ、3ページは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表の地方債補正の1の変更で、災害等廃棄物処理事業の限度額を5,050万円から3億5,910万円を増額し、4億960万円に変更するものでございます。合計では、平成28年度の地方債の限度額を19億4,460万円とするものであります。

6ページをお開きください。補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書になります。まず、1、総括の歳入です。款の12地方交付税を2億217万円減額、款の16国庫支出金を4,700万円増額、款の20繰入金を9,000万円減額、款の23町債を3億5,910万円増額しています。

以上、歳入合計は補正額として1億1,393万円の増額となり、総額は165億9,718万3,000円と

なります。

7ページを御覧ください。歳出になります。款の2総務費を1,825万8,000円増額、款の3民生費を500万円増額、款の9消防費を9,400万円増額、款の14予備費を332万8,000円減額しています。

以上、歳出合計も補正額として1億1,393万円の増額となり、総額は165億9,718万3,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。次は、2の歳入です。款の12地方交付税は、特別交付税を2億217万円減額しています。これは、災害等廃棄物処理事業に対する財政措置の変更による減額になります。これまでは、災害等廃棄物処理事業に対し、激甚災害の場合は町負担分の80%について特別交付税措置するとされていることから予算計上しておりました。しかし、平成28年熊本地震では、町負担分の100%を災害対策債として起債し、その元利償還金の95%について普通交付税措置されることとなったため、これまでに災害等廃棄物処理事業分として予算計上していた特別交付税を減額するものでございます。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の9災害復旧費国庫補助金、節区分の3衛生災害復旧費補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金を4,700万円増額しております。補助率は50%になります。

款の20繰入金は、財政調整基金繰入金を9,000万円減額し、財政調整基金繰入金の計を9億4,000万円としております。

9ページを御覧ください。款の23町債は、災害復旧債を3億5,910万円増額しております。災害等廃棄物処理事業の分で、先ほど特別交付税措置から災害対策債の起債による元利償還金の普通交付税措置に変更と説明した分を計上しております。

10ページをお開きください。次は、3の歳出です。款の2総務費、項の1総務管理費、目の7交通安全対策費は、飲酒運転撲滅推進事業に関する予算を157万1,000円計上しております。

項の2徴税费、目の1税務総務費は、法人町民税の還付金を1,668万7,000円計上しております。これは、平成27年度に法人町民税が予定納税されていた分について、確定申告により還付金が発生したのになります。

11ページを御覧ください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、災害見舞金を500万円増額しております。

12ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、損壊家屋解体撤去負担金を9,400万円増額しております。

13ページを御覧ください。款の14予備費は、調整のため332万8,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一般会計補正予算で、主に災害復旧に対するものがあつたんですけれども、町長の熊日のところでは、復旧事業に多額の借金をしたということで、その返済が今後の予算を圧迫するのは必至というふうにあるんですが、今まで復旧事業のためにどれだけの起債をしてるのかというのが分かれば教えていただきたいのと、あといろんな解体とかそういうのはまだなかなか進んでいないのが実情かというふうに思いますけれども、その辺の状況が分かれば、2点お尋ねをしたいと思います。

それと、今、臨時対策債のいろいろ借金を、災害があつて臨時対策債から運用したりしてると思いますけれども、臨時対策債が幾らあるのか、その3点をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） まず、災害復旧債でございますけれども、今回の補正予算書の9ページを御覧ください。款の23町債で項の10災害復旧債ということで借金となりましたけれども、予算計上額が9億5,090万円ということになります。

それと、3番目の質問でございますけれども、臨時財政対策債につきましては平成27年度末の地方債残高は54億8,439万5,000円になります。平成28年度で元金の償還額が2億7,291万1,000円、平成28年度に借入れ予定額が4億5,650万円になりますので、平成28年度末の臨時財政対策債の残高見込みは56億6,798万4,000円となる予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） それでは、家屋の公費解体の状況でございますけれども、家屋の公費解体に対する申請棟数というのが、これ10月14日現在の数値でありますけれども、住家においては169世帯、それから納屋とか蔵等の非住家につきましては75世帯、合わせて244世帯の申請があつてるところであります。それに対する解体の進捗状況でありますけれども、現在13社の、建設業協会あるいは解体業協会の御協力を得まして現在解体作業を進めておりますけれども、その進捗率でありますけれども、住家の方が9.5%、それから非住家の方が2.7%という状況です。ちなみに、現在、自費で先行解体をされてる世帯もございまして。そちらを含めた進捗率を申し上げますと、約14%といった状況であります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 補正に絡んでですけど、住居の解体の比率なんかはまだ、着実に町長前進してるということでおっしゃってますけれども、非常に低いのではないかというふうに思いますが、今後の見込みはどうかということが一つと、あと臨時財政対策債もかなり多額にあるので、災害の対応というのがもっとできないかという2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） これまで家屋公費解体につきましては全壊家屋を中心に、そちらを優先的に取り組んでまいりました。現在、大規模半壊に入って、一部半壊家屋の方に入ってきてるというような状況です。御案内のように、全壊家屋については非常に大きいおうちもございましたし、かなり時間もかかっております。1つの世帯に対して2週間以上、長いところは1か月近くかかった世帯もございました。今後は半壊家屋が中心になってきますけれども、先ほど申しましたように非常に件数も多いと。現在、先行解体も含めまして、町の方では320世帯ぐらいが解体されるだろうというふうに見込んでるところであります。これから半壊家屋に入るわけですが、基本的には半壊家屋の方は全壊家屋ほど時間はかからないだろうとは思っておりますけれども、かなり戸数も増えておりますので、予想としては大体来年の夏以降ごろまではかかるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 同意第2号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

このたび教育委員会の委員に坂田和明様と村松陽子様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

まず、坂田和明様につきまして説明いたします。

住所が、菊陽町大字曲手388番地4、曲手地区にお住まいで、生年月日は昭和24年6月17日生まれの67歳であります。坂田様の経歴につきましては、昭和47年、熊本商科大学経済学部、



現在の熊本学園大学になりますが、を卒業後、昭和47年8月に通信局に就職され、大分県の下郷郵便局に勤務、昭和50年2月から日本電信電話公社熊本一の宮電報電話局、今のNTT西日本株式会社に異動になられ、平成6年4月から西日本システム株式会社に出向され、平成10年1月から熊本電話局九品寺支店に勤務、平成11年4月からはNTT西日本桜町支店に勤務、平成21年3月に定年退職されています。坂田様は、これまで教育分野とは異なるところで御活躍されていましたが、教育に対しまして深い関心を持っておられ、教育行政や学校運営を教委と違った観点から見ていただきたいと期待するものです。

次に、村松陽子様につきまして説明いたします。

住所は、菊陽町大字津久礼1977番地15、青葉台地区にお住まいで、生年月日は昭和48年8月5日生まれの43歳であります。村松様の経歴につきましては、平成6年3月に関東学院女子短期大学英文科を卒業後、同年4月に矢崎総業に入社、平成7年3月に退社され、同年3月に株式会社日本エアシステム客室乗務部に入社、平成11年2月に退職されておられます。平成20年3月に菊陽町に転入されまして、平成22年1月から株式会社光進会介護に入社、平成24年12月に退職され、平成25年4月からは熊本大学人事課に臨時職員として勤務され、平成28年8月に退職されています。現在、菊陽西小学校PTAの地区委員を務められ、地域の教育活動に積極的に御尽力いただいております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定では、現に子どもを教育している保護者の意向を教育行政に反映させるため、委員への保護者の選任が義務づけられているところであります。このことから、村松様を任命するものであります。

お二人とも、温厚、誠実な人柄であるとともに識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任者であると考えているところであります。なお、任期につきましては、法改正による委員の任期満了日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で調整することとなっているために、坂田和明様が平成28年11月2日から平成32年9月30日までの約3年11か月、村松陽子様は平成28年11月2日から平成31年9月30日までの約2年11か月です。

以上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、坂田和明君を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は坂田和明君を同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、村栢陽子君を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は村栢陽子君を同意することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時50分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 那 須 眞理子

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊陽町議会会議録  
平成28年第3回10月臨時会

平成28年10月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919